

## 令和 9 年度 練馬区立学校デジタル利活用支援業務プロポーザル募集要領

### 1 目的

本要領は、「令和 9 年度 練馬区立学校デジタル利活用支援業務」について、最適な事業者の選定を価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 件 名

令和 9 年度 練馬区立学校デジタル利活用支援業務

#### (2) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

※ 区において、受託者の履行状況の評価を行った結果、良好であることが認められる場合は、契約を更新することができる。なお、引き続きの契約の更新は 2 回まで（令和 11 年度まで）とする。

※ 契約は 1 年ごとに締結することとし、詳細な業務内容については、両者協議のうえ、見直しを行うこと。

#### (3) 履行場所

区立小中学校（全 98 校）、学校教育支援センターおよび練馬区役所

#### (4) 業務内容

次に挙げる業務を実施すること。詳細は資料 1 「業務要件書」のとおり。

##### ア ヘルプデスク

電話受付による問合せ、操作、トラブル対応などの支援

##### イ オンライン支援

チャットやオンラインツールなどによる問合せ対応

##### ウ 訪問支援

学校への巡回訪問（各校週 1 日、計 50 回以上）による現地での支援

##### エ 実践事例共有

授業事例の蓄積・共有、好事例の展開、校内研修・勉強会の支援・現状調査および課題分析

#### (5) 令和 9 年度経費

提案上限額（消費税を含む。）は 302,720,000 円とする

※ 提案上限額を超えた見積価格の提案は無効とする。

### 3 参加資格および欠格条項

#### 3-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 本件委託業務の全部またはデジタル利活用支援員（ICT 支援員）の採用、研修、配置調整、業務管理等の中核業務について、受託事業者自らが実施できること。
- (2) 下記の営業種目について、東京電子自治体共同運営・電子調達サービスにより定められた共同格付による等級区分が、応募届提出時点においてAまたはBであること。  
営業種目：121 情報処理業務または190 その他の業務委託等
- (3) プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001）の認証を取得していること
- (4) 東京都、神奈川県、埼玉県または千葉県に本社、支社もしくは営業所等を有し、区内の学校へ速やかに対応できる体制を有すること。
- (5) 過去5年間に、国または地方公共団体において ICT 支援員配置業務、教育情報化支援業務、学校向け ICT 活用支援業務その他これらに類する業務を受託し、履行した実績を有すること。

#### 3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税、法人住民税、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

### 4 選定方法

#### 4-1 日程

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| (1) 提案依頼開始（公示） | 令和8年10月5日（月）      |
| (2) 応募届〆切      | 令和8年10月15日（木）午後5時 |
| (3) 質問〆切       | 令和8年10月19日（月）午後5時 |
| (4) 質問回答日（最終）  | 令和8年10月26日（月）     |
| (5) 提案書等提出〆切   | 令和8年11月9日（月）午後5時  |
| (6) 参加辞退届提出〆切  | 令和8年11月9日（月）午後5時  |

- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| (7) 一次審査 結果通知発送     | 令和8年11月16日(月)(予定)      |
| (8) 二次審査(プレゼンテーション) | 令和8年11月24日(火)午後1時～午後5時 |
| (9) 二次審査 結果通知発送     | 令和8年12月中旬              |

#### 4-2 応募届の提出

参加を希望する者は、〔提出様式ア〕応募届を以下に従い提出すること。

##### (1) 受付期間

令和8年10月5日(月)から令和8年10月15日(木)午後5時まで

※ 受付時間は土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

##### (2) 提出方法

電子メールに〔提出様式ア〕応募届を添付して提出すること。宛先は後述の「9 問合せ先・担当」のとおり。

※ 電子メールの件名は、つぎのとおりとすること

【練馬区デジタル利活用支援事業者選定】応募届の提出

##### (3) 追加資料の送付

応募届を提出した事業者には、参考資料として以下の資料を電子メールで送信する。

ア ヘルプデスク問合せレポート(令和8年4月分)※データ形式

イ ヘルプデスク業務年間報告書(令和7年度分)

ウ ICT支援業務年間報告書(令和7年度分)

#### 4-3 質問および回答

募集に関する質問は、〔提出様式イ〕質問票に簡潔に記載し、つぎのとおり提出すること。

##### (1) 質問期間

応募届提出後から令和8年10月19日(月)午後5時まで

※ 応募届提出前および質問期間を過ぎた質問は受け付けない。

##### (2) 質問方法

電子メールに〔提出様式イ〕質問票を添付して提出すること。宛先は後述の「9 問合せ先・担当」のとおり。

※ 電子メールの件名は、つぎのとおりとすること

【練馬区デジタル利活用支援事業者選定】質問票の提出

##### (3) 回答方法

回答は令和8年10月26日(月)までに、応募届を提出した全ての事業者(辞退者は除く)に、質問者名を伏せた上で電子メールにて送付する。送付先は応募届に記載されたメールアドレスとする。

#### 4-4 提案書等の提出

応募届を提出した者は、提案書等の作成にあたり資料2「提案書等作成要領」に従い、以下のとおり提案書等を提出すること。

(1) 受付期間

応募届提出後から令和8年11月9日(月)午後5時まで

※ 受付時間は土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

次に掲げる場所へ持参すること。(郵送は不可とする。)

教育施策課教育 ICT 環境整備係(練馬区役所本庁舎11階)

※ 必ず事前に本件担当者に電話連絡を行い、来庁日時を予約したうえ持参すること。

(3) 提出書類一覧

下表のとおり。

| 提出書類                 |                                                                                   | 提出部数<br>(紙媒体) |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ア<br>事業提案に<br>関する書類  | ア)企画提案書<br>※ 表紙に〔提出様式ウ〕提案書表紙を付すこと                                                 | 正本1部<br>副本7部  |
|                      | イ)〔提出様式エ〕受託実績一覧表                                                                  |               |
|                      | ウ)〔提出様式オ〕経歴一覧表                                                                    |               |
|                      | エ)見積書                                                                             |               |
|                      | カ)会社概要                                                                            | 8部            |
|                      | カ)上記ア)～エ)の提出書類一式のデータを記録した磁気記録媒体<br>(DVD-ROMもしくはCD-ROM)                            | 正本1枚<br>副本1枚  |
| イ<br>法人の資格に<br>関する書類 | ア)会社組織図                                                                           | 1部            |
|                      | イ)直近2か年の決算報告書(貸借対照表等の税務申告書類一式、<br>営業報告書、付属明細書、キャッシュフロー明細書、事業概況<br>説明書またはそれに代わるもの) | 正本1部          |
|                      | ウ)登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類<br>※練馬区内に本店を有する場合のみ、該当しない場合は提出不<br>要                | 正本1部          |
|                      | エ)東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票<br>の写し(裏面印鑑証明部分を含む。)                                | 1部            |
|                      | カ)プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメント<br>システム(ISO/IEC27001、JIS Q 27001等)の認証書類の写し           | 1部            |

(4) 提出にあたっての留意事項

ア (3) 提出書類一覧の「ア 事業提案に関する書類」は、以下に従い取りまとめたうえ、必要部数を提出すること。

① ア)～カ)を1セットとし、左綴りのA4判紙製ファイルに順番に綴ること。

② 書類ごとにインデックス等で表示を行うこと。

③ 表紙、背表紙には法人名を記入すること。

④ A3判用紙は折り返して綴じ込み、広げられるようにすること。

イ (3) 提出書類一覧の「イ 法人の資格に関する書類」は封筒などに入れてまとめて提出すること。

(5) 提出書類等の差し替えおよび再提出

(1) 受付期間における応募届、提出書類の差し替え、再提出は可とする。なお、受付期間終了後の差し替え、再提出は認めない。

#### 4-5 辞退

応募届または提案書等を提出した者が参加を辞退する場合は、令和8年11月9日（月）午後5時までに〔提出様式カ〕辞退届を電子メールに添付して提出すること。宛先は後述の「9 問合せ先・担当」のとおり。

※ 電子メールの件名は、つぎのとおりとすること

【練馬区デジタル利活用支援事業者選定】辞退届の提出

#### 4-6 審査機関

提案書等の審査および受託事業者の選定は、「令和9年度 練馬区立学校デジタル利活用支援事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が資料3「提案等評価基準」に基づき実施する。

#### 4-7 評価手順

(1) 形式確認

参加事業者が提出した提案書および見積書について、資料2「提案書等作成要領」に定める要件を満たしていることを確認する。要件を著しく満たさない提案は失格とし、その後の審査は行わない。

(2) 一次審査

ア 提案書等の内容について書類審査を行う。必要に応じて、提案書等の内容について、区担当者から質問する場合があるので対応すること。

イ 審査結果に基づき、上位3者程度を二次審査の対象とする。なお、一次審査の配点合計の6割（36点）に満たない者は、二次審査の対象としない。

ウ 一次審査の選考結果については、本件において提案書等を提出した事業者に対して令和8年11月16日（月）（予定）に電子メールおよび書面で通知する。

(3) 二次審査

一次審査通過者は、以下の事項に従いプレゼンテーションを実施すること。

ア 実施日時

令和8年11月24日（火）午後1時～午後5時

※ 開始時間は一次審査結果通知で案内する。

イ 実施場所

練馬区役所（練馬区豊玉北6-12-1）

※ 担当者が審査会場へ案内する。

ウ 説明時間等

ア) 説明時間：18 分

※ 説明時間を超過した場合は、途中で説明を終了すること。

イ) 質疑応答：22 分

エ 説明者・参加者

ア) 説明は、本件を受託した場合に予定している業務責任者またはデジタル利活用支援員統括責任者が行うこと。

イ) 会場の都合上、入室者は5名以下とすること。

オ 説明内容・説明方法

ア) 区が求める内容についてプレゼンテーションで説明すること。詳細は一次審査結果通知で案内する。

イ) 説明上、必要に応じて提案書等の要約資料を用意することを可とする。なお、要約資料については、提案書等と齟齬がないよう注意すること。

ウ) 説明用の機器（プロジェクタ、スクリーン、HDMI ケーブル）は区が用意する。それ以外の機器（パソコン等）は各提案者で用意すること。

エ) 質疑応答にあたっては、委員からの質問に対し、分かりやすく簡潔に答え、速やかな会議進行に努めること。

(4) 選定

ア 提案書等およびプレゼンテーションの内容について二次審査を行う。

イ 選定委員会が評価し、本件の第一優先交渉事業者を選定する。

ウ 選定結果は、プレゼンテーションを実施した事業者に対して、令和8年12月中旬（予定）に電子メールおよび書面により通知する。

## 5 受託候補者との協議

(1) 受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

(2) 受託候補者が本件の契約を辞退した場合、または契約締結前に区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、もしくは虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格とする。この場合においては、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者として選定することができる。

(3) 提案内容および見積金額についても、協議の内容に含まれるものとする。

## 6 情報公開

(1) 本件における業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、資料4「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき取扱う。

(2) 採点表の開示（情報提供）は、受託候補者との契約締結後とする。なお、契約優先候補者決定後は、提案事業者に対して自己の採点表を開示（情報提供）することができる。

## 7 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 提案書等の提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、失格の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする
- (7) 区が貸与した資料については、本件の関係者のみが閲覧できるものとし、複製は行わないものとする。また、本プロポーザル終了後（結果通知受領後）もしくは辞退届提出後に速やかに区に持参のうえ返却すること。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

## 8 本件で提示する資料・様式一覧

本件で提示する資料・様式については以下のとおり。

| No. | 資料番号      | 資料名                              |
|-----|-----------|----------------------------------|
| 1   | 資料 1      | 業務要件書                            |
| 2   | 資料 1 別紙 1 | 履行場所一覧                           |
| 3   | 資料 1 別紙 2 | 情報の保護および管理に関する特記事項（令和 7 年 12 月版） |
| 4   | 資料 1 別紙 3 | 練馬区教育ネットワーク業務概要図                 |
| 5   | 資料 1 別紙 4 | 端末一覧                             |
| 6   | 資料 1 別紙 5 | 出力機器一覧                           |
| 7   | 資料 2      | 提案書等作成要領                         |
| 8   | 資料 3      | 提案等評価基準                          |
| 9   | 資料 4      | プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準      |
| 10  | 提出様式ア     | 応募届                              |
| 11  | 提出様式イ     | 質問票                              |
| 12  | 提出様式ウ     | 提案書表紙                            |
| 13  | 提出様式エ     | 受託実績一覧表                          |
| 14  | 提出様式オ     | 経歴一覧表                            |
| 15  | 提出様式カ     | 辞退届                              |

## 9 問合せ先・担当

所属 練馬区教育委員会事務局 教育振興部 教育施策課 教育 ICT 環境整備係

担当 光、下間

電話 03-5984-1065

E メールアドレス ATGAKK001@city.nerima.tokyo.jp